

平成25年11月19日

総務大臣

新藤 義孝 殿

自動車関係税制のあり方検討会における
営自格差見直しに関する要望書

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三

平素は、トラック運送業界の業務に対し、深甚なるご理解と格別なるご支援、ご指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先般、貴省が地方財政審議会に設置した「自動車関係税制のあり方検討会」の報告書がまとめられ、公表されたところでありますが、同報告書において、自動車取得税等の見直しに伴う代替財源確保の観点から、自動車税における営業用自動車と自家用自動車の関係（営自格差）については、バス等の公共輸送機関の果たしている役割を考慮に入れる必要はあるものの、財産税としての性格や、道路損傷負担金、環境損傷負担金としての性格が強まりつつあることを踏まえると、営業用自動車の税率を引き上げる方向で、営業用自動車と自家用自動車との税率格差を見直し検討すべきである旨の提案がなされております。

営業用自動車のうち、営業用トラックについては、国民生活、産業活動を支える公共輸送機関としての性格を有すること、また、自家用トラックとは明らかに異なる良質の輸送サービス提供し、経済・社会の安定、発展に大きく寄与していることから、従来から、自家用トラックに比し、税率の軽減がなされてきているところであります。

先の東日本大震災における緊急支援物資輸送においては、全国から 1 万両を超えるトラックが緊急輸送車両として被災地の復旧・復興のために出動するなど、その公共的使命を果たすべく、全力で取り組んだところであり、営業用トラックの公共輸送機関としての役割は一層高まってきております。

また、営業用トラックは、自家用トラックに比べて、極めて高い輸送効率を達成し、その結果、生活必需物資の価格の低減、安定に寄与するとともに、その公共的性格から、エネルギー資源の節約、交通量の削減、CO₂・排出ガスの削減、交通事故の減少などを通じて、社会経済の安定、安心・安全の確保、環境の保全などに大きく貢献しております。

さらには、最近の燃料価格の高騰により、トラック運送事業者は、徹底した省エネをはじめとする必死の自助努力にもかかわらず、経営収支は悪化の一途をたどり、文字通り、事業存廃の岐路に立たされております。

つきましては、今後の自動車関連税制の見直し検討にあたって、地方における自動車関連税制を所管する貴省に対しまして、このような営業用トラックの特性と社会経済に果たしている公共輸送機関

としての重要な役割、さらには経営の厳しい現状を踏まえ、以下のとおり要望させていただきますので、よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。

- 1 自動車税の税率については、営業用トラックの税率と自家用トラックの税率に従前同様の格差を確保すること
- 2 自動車関連税制において、営業用トラックに係る税負担が増額とならないようにすること。